

入札説明書（特定役務分野 最低価格落札方式）

高知県立あき総合病院清掃業務委託の入札（平成29年12月26日付け入札公告）については、地方自治法及び同施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、高知県公営企業局契約規程、高知県特定調達契約事務取扱規則等により別に定めがある場合のほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- (1) 契約担当者 高知県立あき総合病院長 前田 博教
- (2) 団体名 高知県
- (3) 所在地 郵便番号784-0027 高知県安芸市宝永町3-33

2 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 高知県立あき総合病院清掃業務 一式
- (2) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間（3年間）
- (3) 履行場所 高知県立あき総合病院の病院棟及び構内（安芸市宝永町3-33地内）
- (4) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式により行うので、
 - ア 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、契約条件を別冊契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札参加者等は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ウ 入札保証金
免除する。
 - エ 契約保証金
高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）第22条及び第23条の規定による。

3 入札参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、入札に参加する資格を有しない。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないもの（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）（(ア) から (カ) までに掲げる要件については、高知県知事との入札・契約に係るものに限らず、国又は他の地方公共団体に係るものも含むものとする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 高知県知事の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格の認定を受けているものであること。

なお、参加資格を有しない者は、平成30年1月30日までに高知県総務部管財課において、特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格の認定を受けたものであること。ただし、平成30年1月9日までに申請を行わなかったときには資格が与えられない場合がある。参加資格審査申請書類の提出先及び参加資格に関する問い合わせ先は、

高知市丸ノ内1-2-20

とする。

- (3) 本件清掃業務を適正に行えるものであること。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、高知県知事から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 過去2年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。

4 入札参加者等に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を平成30年1月9日午後5時までに5の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - ア 3の(3)の要件を具備することを証する書面(別紙1及び別紙2に掲げる添付書類)
 - イ その他入札参加資格に関する申立書(別紙3)
- (2) 入札参加者等は、開札日の前日までの間において、高知県公営企業局長から入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し説明を求められた場合には、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者等又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、すべて当該入札参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 784-0027 安芸市宝永町 3-33
高知県立あき総合病院 経営事業課 電話番号 0887-34-3111 (代表)

6 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成30年2月15日 午後1時30分
安芸市宝永町3-33 高知県立あき総合病院 第2会議室
- (2) 入札書の記載内容等
 - ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (ア) 入札書提出年月日
 - (イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名含む。以下同じ。)
 - (ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印
 - (エ) 入札金額
 - (オ) 委託業務名
 - イ 入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。
 - ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 持参又は郵送により提出することとし、ファクシミリ、電話その他の方法によるものは受け付けない。
 - イ 入札参加者等は、別紙の仕様書、契約書(案)等を了解のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、5に照会することができる。
 - ウ 持参による場合は、(1)の日時・場所において投函しなければならない。
 - エ 郵便(書留に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「2月15日開札 委託業務名 高知県立あき総合病院清掃業務の入札書在中」と朱書きし、入札書を入れ封印した中封筒の表面にも「氏名(法人の場合はその名称又は商号)」及び「2月15日開札 委託業務名 高知県立あき総合病院清掃業務の入札書在中」と朱書きし、2月14日午後5時までに5の場所に必着するよう送付しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - 次のアからケまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の入札

- イ 委任状を持参しない代理人の入札
- ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- エ 入札書の氏名その他重要な文字及び証印等が誤脱し、その意思表示が不明瞭な入札
- オ 同一の入札について他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- カ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札
- キ 入札公告及び入札説明書に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者の入札
- ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関して公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札
- ケ その他入札に関する諸条件に違反した入札

(5) 入札の延期又は中止

入札参加者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(7) 開札

ア 開札は、入札参加者等を立ち合わせて行う。入札参加者等は、特に事情がある者のほか開札に立ち会うものとする。ただし、入札参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場には、入札参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びアの立ち会い職員以外の者は入場することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加者等に該当する者であることを証明しなければならない。

オ 入札参加者等は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、開札場を退場することはできない。

カ 開札場において、各号に該当する者は当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

キ 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札（2回）を行う。この場合において、入札参加者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

ク 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札参加者等から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行う場合がある。

7 落札決定の方法

最低価格落札方式とする。

ア 6の(3)に従い入札書を提出した入札参加者等であつて、3の入札参加資格及び入札説明書において明らかにした要件をすべて満たし、当該入札参加者等の入札価格が高知県公営企業局契約規程第9条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者等を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合がある。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者等のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

エ アは、最低入札価格が県の設定する調査基準価格未満であった場合、落札決定を保留し、調査のうえ決定するものとする。

調査にあつては、入札価格の内訳書の提出を求めるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者

からの事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

- (ア) その価格により入札した理由
- (イ) 当該契約を履行するに当たり当該入札者が予定している請負体制
- (ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況
- (エ) 手持機械数の状況及び使用予定機械の供給方法
- (オ) 国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、過去2年間において履行した契約状況及び成績状況
- (カ) 当該入札者の経営状態
- (キ) 信用状態
- (ク) その他必要な事項

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書の作成

ア 契約に当たっては、業務保証人を立てて契約を締結することになる。

なお、業務保証人は、本件入札参加資格者名簿に登録された者又は本件委託業務についてこれと同等以上の履行能力を有すると認められる者（名簿登載者以外の場合は別途審査します。）で、業務保証人承認願に、業務保証人の会社概要及び業務保証人資格申立書を添えて提出し、本件業務を適性に履行できると認められるものとする。

イ 入札を執行し、契約の相手方（受託者及び業務保証人。以下同じ。）が決定したときは、契約の相手方として決定した日から病院長が指定する期日までに契約書の取り交わしを行うものとする。

ウ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに病院長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

エ ウの場合において、病院長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

オ 病院長が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

カ 仕様内容については、契約書にその内容を記載するものとする。

第2 仕様に関する事項

当該件名の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。

仕様書等の照会先は、5に同じ。

入札説明書

特定役務分野

(最低価格落札方式)